

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第38号

答申番号：令和3年度答申第34号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

原処分（生活保護廃止処分）は、請求人の収入の不安定さを鑑みることがなく行われたものであり、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁が請求人に今後の給与の状況を確認したところ、2万円程度の減少は見込まれるが大幅な減少はないとの回答があった。また、令和3年11月以降に請求人は年金を受給することから、収入の恒常的な増加により以後特別な事由が生じない限り、請求人の保護を再開する必要がないと認められる。したがって、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、原処分が請求人の収入の不安定さを鑑みることがなく行われた旨を主張するが、処分庁は請求人に対し今後の収入の状況を確認して原処分を行っているとして認められる。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年2月15日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月21日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（生活保護法（以下

「法」という。)第8条第1項)、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている(法第26条)。また、保護の廃止の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、保護の廃止の際の要否判定は、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するものとされ、この際の収入充当額は、原則として、その判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額に基づいて行うこととされている。

そこで本件についてみると、請求人は、処分庁に対し、令和3年4月分の稼働収入を「10万2,605円」、同年5月分の稼働収入を「12万9,910円」、同年6月分の稼働収入を「15万7,420円」(賞与を除く。)と申告したことが認められる。そうすると、請求人の3か月間の平均収入充当額は「11万2,118円」(同年4月ないし6月の稼働収入の合算額を3で除した額から前述した処理基準に基づく基礎控除額「1万7,860円」を差し引いた額)となる。他方、同年7月分の請求人の最低生活費は「10万1,460円」(生活扶助7万1,460円及び住宅扶助3万円)と認定されており、これに同年6月分の請求人の医療費相当額「3,888円」(医療扶助1万2,960円の3割で算定)を合算すると「10万5,348円」となる。したがって、請求人の3か月間の平均収入充当額は最低生活費を上回っていたと判断できるから、原処分には違法又は不当な点を認めることはできない。

なお、請求人は、請求人の収入の不安定さを鑑みることがなく原処分が行われた旨を主張するが、前述したとおり、請求人の稼働収入は3か月で均してみても請求人の最低生活費を上回るものであるから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子